

# 徳島県情報公開審査会答申第93号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 公文書公開請求

平成20年7月23日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「1. ○○から報告された「○○○」に係る書類（H19年から～） 2. △△から報告された「△△△」に係る書類」の公文書公開請求を行った。

### 2 実施機関の決定

平成20年8月6日、実施機関は、上記1の公文書公開請求に対し、次の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

(1) 「1. ○○から報告された「○○○」に係る書類（H19から～）」の部分について、

- ・「徳島県認定リサイクル製品販売状況報告書（○○○に係るもの）（平成18年度実績）」（以下「本件公文書1」という。）
- ・「②同（平成19年度実績）」（以下「本件公文書2」という。）

を対象公文書に特定し、本件公文書1については「法人代表者の印影」を、本件公文書2については「法人代表者の印影」及び「販売状況」を、それぞれ非公開とする部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

(2) 「2. △△から報告された「△△△」に係る書類」の部分について、

- ・「徳島県認定リサイクル製品販売状況報告書（△△△に係るもの）」（以下「別件公文書」という。）

を対象公文書に特定し、公文書公開決定処分（以下「別件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

平成20年8月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 4 諮問

平成20年9月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」と

いう。) に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり、速やかな開示を求める、というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) この度と同じ案件内容で、別件処分では公開されている。この度の部分公開は不当であり、是正を求める。
- (2) 実施機関は、法人を管理監督指導する立場でありながら、一法人の情報を隠す行為は、環境保全協定に違反する行為である。また、リサイクル認定制度及びリサイクル認定品の安全性への誤解を招くものであり、許されるものではない。
- (3) 公共工事で2万トン使用した公開公文書があり、いまさら販売状況まで隠す行為は、不正審査や不正取引があるのか、あるいは安全性に問題があるのかと消費者を疑心暗鬼にさせるものである。リサイクル認定に係る応募規定や、環境保全協定からしても、販売状況は明らかにすべきである。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

#### 1 条例第8条第2号の該当性について

##### (1) 「法人代表者の印影」について

商業登記法第12条第1項において、代表者の印鑑に係る印鑑証明書の交付を請求できる者は、印鑑を登記所に提出した者に限定されている。すなわち、基本的には、法人代表者の印影は商業登記法上保護されていると解され、みだりに公開することにより、その保護を失わしめることで、法人の正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開とした。

##### (2) 「販売状況」について

当該情報は、具体的には「販売数量」及び「販売額」である。

本件処分において対象公文書として特定した「徳島県認定リサイクル販売状況報告書」は、当該報告にかかる認定製品が一定期間内に販売が行われていることを確

認するため、徳島県リサイクル認定制度実施要綱第13条第3項の規定に基づき提出を求めているものであり、その情報公開の可否については、事業者に対し、あらかじめ意思確認を行っているところである。

「販売数量」及び「販売額」を公開すると、「平均販売単価」が判明することとなり、同業他社の製品と比較されて競争上の地位を失うおそれがあるとともに、取引先との信用関係も損なわれるおそれがある。

また、「商品をいくらで売るか」という販売単価の設定については、これまでの営業努力等を踏まえたノウハウの蓄積により行われることから、こうした情報を事業者の意思に関係なく公開することは、事業者の自立的な活動を不当に侵害するおそれがある。

したがって、本件公文書1及び2を提出した事業者（以下「本件法人」という。）の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断し、非公開としたものである。

なお、本件法人は、本件公文書の公開を希望していない。

- (3) なお、異議申立人は、別件処分で別件公文書が全面公開されていることに言及しているが、これについては別件公文書を提出した事業者（以下「別件法人」という。）から、別件公文書の公開につき、事前の同意があるため、公開したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、徳島県リサイクル認定制度実施要綱第13条第3項の規定に基づき、本件法人から実施機関に提出された報告書であり、実施機関の職員が職務上取得し、組織的に用いるものとして実施機関において保有されている公文書にあたる。

以下、本件処分で非公開とされた情報について、条例第8条第2号該当性を検証する。

### 2 条例第8条第2号について

本号の趣旨は、営業の自由や事業者の社会的評価の保護等の観点から、法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、当該事業者の正当な利益を損なうこととなる情報を非公開情報として定めたものである。

ただし、第8条第1号ただし書口と同様に、当該情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益を比較考量し、前者の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報は本号の非公開情報から除かれるものである。

ここにいう「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権な

ど法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものであり、例として、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

### 3 条例第8条第2号の該当性について

#### (1) 「法人代表者の印影」について

ア 法人がその設立等の登記を行う場合、登記申請書に代表者が記名押印しなければならないこととされており（商業登記法第17条第2項）、当該登記申請書に押印する代表者の印鑑は登記所に提出しなければならないこととされている（同法第20条第1項）。さらに、当該印鑑の印影が記載された印鑑証明書の交付を請求することができるのは、原則として、当該印鑑を登記所に提出した者に限定されている（同法第12条第1項）。

これら一連の規定は、法人の代表者の印影の偽造・冒用により当該法人をとりまく取引関係の安全性が害されることを防止する趣旨と解される。

そうすると、一般的な飲食業者等のように不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの代表者の印影等が多く顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いていたり、公文書の性質上公にすることが実施機関の慣行として確立されているなどの特段の事情のない限り、法人の代表者の印影は、当該法人の内部限りにおいて管理し、開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であると認められるものであり、法人等の意思にかかわらず公開することは、法人等の自律性への不当な侵害となるおそれがあり、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

イ そこで、本件印影を見た場合、本件法人において、その印影が多く顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているなどといった特段の事情は認められない。

また、実施機関において本件公文書を広く一般に公にする慣行が確立されてい

る事実もない。

さらに、本号ただし書きを適用すべき事実も認められない。

ウ 以上により、当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(2) 「販売状況」について

ア 一般に法人等の事業活動においてなされる取引の価格は、当事者の自由意思により定まるものであり、交渉技術など営業活動上のノウハウ等によって大きく変わり得るものである。

このことから、取引の価格に関する情報は、経済活動を営む法人等にとって、自らの営業能力や営業状況、場合によっては詳細な財務情報をも推測せしめる重要な情報とみることができる。

したがって、取引の価格に関する情報は、原則として法人等の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を限定する利益を有する情報というべきものであり、法人等が自ら広く一般に公表しているなどの特段の事情のない限り、これを当該法人等の意思にかかわらず公開することは、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと解する。

イ そこで、本件処分において非公開とされている「販売状況」について検証すると、「販売状況」として非公開とされている情報には、平成19年度における〇〇〇の「販売数量」及び「販売額」が記載されており、当該情報により、本件法人が販売する〇〇〇の平均取引価格が判明することから、当該情報は、本件法人の取引の価格に関する情報に当たる。

そして、当該情報を本件法人自ら広く一般に公にしているといった事実は認められない。

ウ この点、異議申立人は、「公共工事で2万トン使用した公開公文書がある」旨主張する。

しかし、異議申立人が主張する公開公文書とは、「□□地盤改良工事(2)」に関して請負業者から提出された「材料使用承諾願」を指すものであるが、当該公文書は、上記工事における〇〇〇の使用予定数量を示すものに過ぎず、現実に平成19年度に本件法人が販売した〇〇〇の「販売数量」及び「販売額」を示すものではない。

したがって、上記「材料使用承諾願」が公開されたことをもって、上記アの特段の事情があるものとは認められない。

また、異議申立人は、「別件処分では公開されている。この度の部分公開は不当であり、是正を求める。」とも主張している。しかし、別件公文書が公開されたのは、別件法人が公開を可とする意思を表示していたためであるから、別件処

分をもって上記アの特段の事情があるものとは認められない。

エ 以上により、当該情報が本号に該当するとした実施機関の判断は妥当である。

#### 4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年 9月24日	諮問
10月28日	実施機関からの理由説明書を受理
11月10日	異議申立人からの意見書を受理
平成21年 9月17日	審議（第70回審査会）
11月12日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第72回審査会）
12月18日	審議（第73回審査会）